

記入例

障害者職業生活相談員  
資格認定講習受講申込書

申込日

令和〇〇年〇月〇日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
山梨支部長 殿

申込者の所属事業所の長（社長、所長、センター長等）の職、氏名の記入をお願いします。

事業所の名称 株式会社〇△□工業  
代表者の職・氏名 代表取締役社長 幕張 太郎

ご案内、ホームページをご確認いただき、受講を希望する回数をご記入ください。

次のとおり、障害者職業生活相談員資格認定講習の受講を申込みます。

受講希望日	※複数回開催の場合、受講を希望する回 第 3 回	任意受講科目の受講希望（※1）	希望する・希望しない
-------	--------------------------	-----------------	------------

申込事業所			
所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市	(事業内容)	〇〇の製造
担当者の氏名、所属及び連絡先	氏名 幕張 若葉	所属部課	総務部人事課
	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	F A X 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail abc@def.co.jp	■受講通知書はメール通知を基本としますので、通知用のメールアドレスをご記載ください。	
事業所概要	労働者数 70 名 うち	身体障害者数	1 名
	申込事業所単体で常時雇用する労働者数（短時間労働者や障害者を含む労働者数）	申込事業所単体で常時雇用する障害別障害者数（短時間労働者を含む）	4 名 1 名 0 名

受講希望者			
※受講希望者欄の「氏名」「生年月日」は修了証書発行に使用しますので正確にご記入ください。			
氏名	(フリガナ) 千葉 花子	生年月日	昭和 〇〇年 〇月 〇日
所属部課	所属部課が所在する都道府県名（上記所在地と同一の場合は記入不要）		
E-mail	abc@def.co.jp		
障害者の職業生活に関する相談・指導の実務経験年数	<input checked="" type="checkbox"/> 初めて ・ <input type="checkbox"/> 実務経験あり 年	複数名の受講希望者がいる事業所の場合、当該希望者の受講優先順位	3 人中 1 番目
受講希望理由	<input type="checkbox"/> (1) 選任義務がある事業所で、相談員有資格者がいないため <input type="checkbox"/> (2) 選任義務がある事業所で、相談員が人事異動等で不在となるため <input checked="" type="checkbox"/> (3) 当該年度中に雇用障害者の増加により、選任義務が生じる見込みのため <input type="checkbox"/> (4) 選任義務がある事業所で、実務経験（※2）により相談員として選任されているが、講習を受講したいため <input type="checkbox"/> (5) 選任義務はないが、障害者の相談、指導に必要なため <input type="checkbox"/> (6) 相談員を既に選任しているが、雇用障害者数の増加等により、相談員を増員するため <input type="checkbox"/> (7) その他（具体的理由を記入してください）		
受講に際して必要な障害等への配慮	<input type="checkbox"/> 要 ⇒ (要を選択された場合、該当する内容に☑をつけてください) <input type="checkbox"/> 不要		

処理欄 ※記入しないでください。  
この欄には記入しないでください。

(記入に際する留意事項)

- (※1) 任意受講科目は資格取得の要件ではありません。なお、当支部では任意受講科目として、障害者の雇用に係る諸問題や悩みを解決するための方策など、情報共有ができる意見交換会を予定しております。
- (※2) 「実務経験」による相談員の資格要件は、裏面をご覧ください。
- 「受講に際して必要な障害等への配慮」は、講習を円滑に受講いただく準備のために確認するものであり、受講決定可否の判断及びその他の目的に使用することはありません。個別の事情は、受講決定後に改めて伺いますので、支障のない範囲でご記入ください。
- 受講希望者が複数いる場合は、申込書を人数分作成し、それぞれに受講優先順位をご記入の上、提出してください。
- 記載された情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構において適正に管理し、障害者職業生活相談員資格認定講習を適切に実施することを目的として、また当機構において実施する各種研修等の情報提供のために使用します。(受講希望者が複数の場合、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。)

(注)厚生労働省令で定める資格

●職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る)の修了者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者

●学校教育法による大学もしくは高等専門学校(旧専門学校を含む)の卒業生又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学の長期養成課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、特定専門課程もしくは特定応用課程の高度職業訓練、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練もしくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●学校教育法による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む)又は中等教育学校の卒業生(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●その他の者で、3年以上、障害者である職員又は労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●上記に掲げる者に準ずる者(※)

(以上「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より引用)

※「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修(国の機関の職員に対する障害者の職場適応援助者養成事業)修了者を指します。

※オンライン配信を受講する場合、下記の受講規約を承諾したものとします。

<オンライン配信受講に係る受講規約>

1. 受講の準備

- (1) 受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保した上で、受講してください。フリーWi-Fiなど暗号化されていないネットワークは使用しないでください。
- (2) オンライン配信はZoomを利用します。端末には最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。
- (3) 受講に当たっては、事前に送信した資料をお手元にご準備ください。
- (4) オンライン配信が受講できる環境であるかを確認するために、受講開始前に接続テストを行いますので、ご協力をお願いします。
- (5) オンライン配信の受講に必要なURLは適切に管理し、受講者以外の方がアクセスすることのないようにしてください。

2. 受講の留意点

- (1) オンライン配信に係る著作権は機構に帰属します。配信内容の録音、録画、撮影、電子媒体への取込み、SNSやYouTube等による拡散等は絶対に行わないでください。違反があった場合には、著作権侵害、講師の肖像権侵害の問題となります。
- (2) 受講中はカメラ及びマイクの設定は事務局の指示がない限り常にOFF(ミュート)にしてください。なお、機構にて強制的に映像・音声の操作を行うことがあります。受講中、講師へのチャット機能による質問等には個人情報等機微情報は含まないようにしてください。
- (3) 一定時間の受講確認ができないと機構が判断した場合は、当該科目を受講したとみなされない場合があります。
- (4) 下記行為について確認された場合は、受講を停止させる場合があります。
  - ① 法令又は公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為
  - ② 他の受講者または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、不正アクセス・妨害したりする行為
  - ③ 機構が受講を承認していない者を同席させたり、受講者に代わって受講させたりする行為、なりすまし行為
  - ④ 宣伝、広告、勧誘または営業行為、或いは反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
  - ⑤ その他、機構が不適切と判断する行為

3. オンライン配信の中止

以下のいずれかの事由があると判断した場合、受講者に事前に通知することなくオンライン配信の全部又は一部の提供を中止することがあります。

- ① 地震、落雷、火災、停電又は天災や機構が利用する通信回線の不具合等により、オンライン配信が困難となった場合
- ② その他、機構がオンライン配信の実施が困難と判断した場合

4. オンライン配信の受講ができなかった場合の取扱い

- (1) 何らかの原因でオンライン配信を中止した場合、又は受講者自身の原因でオンライン配信が受講できなかった場合は、今後開催する障害者職業生活相談員資格認定講習(オンライン配信かどうかは問いません。)を受講いただくことになります。
- (2) (1)のうち、オンライン配信により一部の科目が受講できなかった場合は、受講できなかった科目を受講できた時点で修了したものとします。ただし、オンライン配信の一部が未受講となった年度の翌年度末までの取扱とします。

5. 損害賠償

受講者は、本受講規約及び法令の定め違反したことにより、機構又は第三者(講師を含みます。以下同じです。)に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

6. 免責事項

オンライン配信に関連して発生した受講者、受講者の所属企業又は第三者の損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。ただし、機構に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

7. 専属的合意管轄

オンライン配信に関して紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。